

広島県告示第七百十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定によって、次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を農林水産大臣から受けた。

平成二十五年九月十九日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 解除に係る保安林の所在場所

広島市安佐北区安佐町大字鈴張字狐ヶ城三九〇八の二、三九三〇の三、三九三〇の四、三九四八の四、三九五二の九、三九五二の一、三九五四の三、字狼ヶ原三九七一の三、三九七一の四、三九七二の四から三九七二の六まで、三九七三の五、三九七三の六、三九七三の八、三九七四の五、三九七四の八、三九七六の七、三九七六の八、三九七七の四、三九八六の四、三九八七の四、四〇〇四の三、四〇〇四の四、四〇〇五の三、四〇〇六の

三

二 保安林として指定された目的

水源の涵養^{かん}

三 解除の理由

指定理由の消滅